

# 山梨県公報

第千四百九十四号

平成十六年

七月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の区域変更……………

四九三

道路の供用開始(四件)……………

四九三

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)……………

四九四

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………

四九五

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………

四九五

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………

五〇六

## 告示

### 山梨県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年八月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区間	旧別の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
東八代郡境川村大字前間田字石原田一番の 一地从先から 東八代郡八代町大字南字森の上四七一番の	旧	五・八 二〇・〇	二四七〇・〇

一地从先まで	新	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	供用開始の日
東八代郡境川村大字前間田字石原田一番の 一地从先から 東八代郡八代町大字南字森の上四七一番の 一地从先まで		五・八 二〇・〇	二四七〇・〇	
東八代郡境川村大字前間田字石原田一番の 一地从先から 東八代郡八代町大字米倉字花田六八七番の 二地先まで		二・〇 六五・〇	七五五・〇	

### 山梨県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年八月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日
県道	四日市場上野原線	南都留郡秋山村字柿木平九一三 二番地先から 南都留郡秋山村字大地海戸九〇 七五番地先まで	四三七・〇	平成十六年 七月二十二日

### 山梨県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年八月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日

県道	武田八幡神社線	葦崎市水神一丁目四七三二番の 一地先から 葦崎市水神一丁目四七三六番の 一地先まで 葦崎市水神一丁目四七八六番の 一地先から 葦崎市水神一丁目二二〇番の 一地先まで	二〇・〇	平成十六年七月二十二日
			五〇・〇	

山梨県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	東八代郡中道町大字下曾根字堰向一三一五番の五地先から東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下一七八三番の一地先まで	七八〇・〇	平成十六年七月二十二日

山梨県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
-------	-----	----	----------	---------

県道	八代芦川三珠線	西八代郡三珠町大字三帳字琵琶首五一三番の二地先から 西八代郡三珠町大字高萩字古宿一三三二番地先まで	一四〇・〇	平成十六年七月二十二日
----	---------	--	-------	-------------

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 慈の里
  - 2 代表者の氏名 本田久生
  - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は高齢者及び障害者に対して、介護及び社会復帰のための事業及び自立生活のための支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 パルティ・わんにゃん1110番の家
  - 2 代表者の氏名 赤尾利恵
  - 3 主たる事務所の所在地 葦崎市穂坂町柳平二千九百九十五番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、動物の愛護活動への理解・普及活動を行い、飼主の悩み事相談、動物の知識・行動の勉強会、又、動物の保護並び里親としての飼主との連携、動物の一時預り活動を行い、今後の日本に於て人間と動物との共生社会の実現に向けて活動し、豊かな地域のまちづくりに寄与する事を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年七月一日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人 M・エイトスポーツクラブ  
2 代表者の氏名 上條醇  
3 主たる事務所の所在地 甲府市城東五丁目二番六号  
4 定款に記載された目的  
この法人は、甲府市から八ヶ岳山麓に位置する地域の青少年及び住民のスポーツ愛好者などに対して、フレンドリーなスポーツの場を提供し、スポーツの普及活動事業を行い、スポーツの振興と地域振興に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年七月五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人 なんぶ農援隊  
2 代表者の氏名 諏訪優  
3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡南部町本郷八千三百二十一番地  
4 定款に記載された目的  
この法人は、主に南部町内より生ずる生ゴミを回収して、有用微生物の発酵作用により肥料・飼料化し、有機栽培農業及び畜産業に活用し、農業の向上・環境の浄化・健康増進のための事業を行い、大自然の生命を大切にした共存・共栄の地域づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年七月六日から同年九月五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年七月五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人 クレスト  
2 代表者の氏名 河野正信  
3 主たる事務所の所在地 山梨市一町田中九百四十五番地  
4 定款に記載された目的  
この法人は、幼児から高齢者に対して、健康管理、スポーツ全般に関する事業を行い、年代や目的に合った運動指導やアドバイスにより、地域住民の健康づくりと青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年七月六日から同年九月五日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年七月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

二八一	甲府市桜井町九〇六番地先（国道一四〇号（西関東自動車道連絡道路）と市道甲運一四号線との十字路交差点）	山梨英和大学 北	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	--	-------------	---------------------

二八一	甲府市桜井町九〇六番地先（国道一四〇号（西関東自動車道連絡道路）と市道甲運一四号線との十字路交差点）	山梨英和大学 北	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	--	-------------	---------------------

二八二	甲府市宝二丁目二四番七号先（国道五二号と都市計画道路上阿原町寿町線と都市計画道路愛宕町下条線との十字路交差点）	光雲寺入口東	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	---	--------	---------------------

二八三	甲府市千塚一丁目九番七号先（県道甲府敷島葦崎線と市道前田橋線と市道湯村線との十字路交差点）	千塚八幡神社 入口	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	---	--------------	---------------------

二八四	甲府市塩部二丁目七番一号先（市道朝日塩部線と市道上木戸狐塚線との丁字路交差点）	甲府工業高校 前	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	---	-------------	---------------------

一五五	南アルプス市鏡中条一、〇五四番地五先（県道葦崎櫛形豊富線	鏡中条南	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	------------------------------	------	---------------------

側道と二級市道一号線との十字路交差点）

一五五	南アルプス市鏡中条一、〇五四番地五先（県道葦崎櫛形豊富線側道と二級市道一号線との十字路交差点）	鏡中条南	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	---	------	---------------------

一五六	南アルプス市上今井八七〇番地先（市道櫛形五号線と市道との十字路交差点）	豊団地北	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	-------------------------------------	------	---------------------

一五七	南アルプス市山寺四六七番地二先（市道櫛形五号線と市道櫛形一六号線との十字路交差点）	山寺	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	---	----	---------------------

八九	北巨摩郡双葉町下今井三、〇五一番地先（国道二〇号と町道国道南原線との丁字路交差点）	南原	平成一五年七月二日 告示第五一号
----	---	----	---------------------

八九	北巨摩郡双葉町下今井三、〇五一番地先（国道二〇号と町道国道南原線との丁字路交差点）	南原	平成一五年七月二日 告示第五一号
----	---	----	---------------------

九〇	葦崎市神山町武田八一六番地先（県道葦崎櫛形豊富線（旭バイパス）と市道神山三号線との十字路交差点）	広神社前	平成一六年七月二日 告示第四六号
----	--	------	---------------------

九一	北巨摩郡双葉町竜地二、七八二番地一先（町道登美団地大屋敷線と町道鳥ヶ池一号線との十字路交差点）	響が丘	平成一六年七月二日 告示第四六号
----	---	-----	---------------------

<p>を</p>	<p>に</p> <p>八〇 東山梨郡春日居町鎮目三、七八番地の四八先（町道同士の十字路交差点）</p> <p>鎮目南</p> <p>平成一五年八月二五日 告示第五八号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>四〇 山梨市下神内川七九五番地の一先（市道正徳寺下神内川線と市道山梨市駅南線との十字路交差点）</p> <p>加納岩保育園 入口</p> <p>平成一六年七月二三日 告示第四六号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>四〇 山梨市下神内川二〇三番地先（県道山梨市停車場線と市道の交わる十字路交差点）</p> <p>下神内川</p> <p>五八・二・一四 告示第一〇号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>一五二 東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先（県道中道塩山線の旧道とバイパス区間との丁字路交差点）</p> <p>狐川橋東</p> <p>平成一五年五月二日 告示第三二二号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>一五二 東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先（県道中道塩山線の旧道とバイパス区間との丁字路交差点）</p> <p>狐川橋東</p> <p>平成一五年五月二日 告示第三二二号</p>
<p>を</p>	<p>に</p> <p>一四四 南都留郡鳴沢村一、六三五番地先（国道一三九号と村道五七七号線と村道八二二号線との十字路交差点）</p> <p>鳴沢小学校西</p> <p>平成一六年七月二三日 告示第四六号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>一四三 富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先（市道新町小明見線と市道田端一号線と市道愛染一号線との十字路交差点）</p> <p>愛染</p> <p>平成一六年三月四日 告示第一四号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>二〇 南都留郡秋山村九、〇三九番地先（県道四日市場上野原線）</p> <p>秋山小学校前</p> <p>平成一六年七月二三日 告示第四六号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>二〇 南都留郡秋山村三三二五番地先（県道四日市場上野原線）</p> <p>桜井小学校前</p> <p>五九・一・一九 告示第一号</p>	<p>を</p>	<p>に</p> <p>八〇 東山梨郡春日居町鎮目三、七八番地の四八先（町道同士の十字路交差点）</p> <p>鎮目南</p> <p>平成一五年八月二五日 告示第五八号</p>

三〇	北都留郡上野原町上野原一、七五〇番地の一先(町道中央道北線と町道中央通り線との十字路交差点)	関山	平成一四年二月一九日 告示第七七号
----	--	----	----------------------

三〇	北都留郡上野原町上野原一、七五〇番地の一先(町道中央道北線と町道中央通り線との十字路交差点)	関山	平成一四年二月一九日 告示第七七号
三一	北都留郡上野原町上野原一、七一九番地の二先(県道四日市場上野原線と町道中央道北線との十字路交差点)	消防署南	平成一六年七月二三日 告示第四六号

に改める。  
別表第三中

六七〇	県道河口湖富土線	南都留郡河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先(富士スバルライン料金所)から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先(富士スバルライン終点部)まで(二三、五〇メートル)	車両(路線バス、大型バス、マイクロバス、タクシー、ハイヤー及び軽車両並びに下山車両を除く。)	平成一五年八月九日 告示第三八号	富士吉田 平成一五年六月一日 告示第三八号
-----	----------	---	--	---------------------	-----------------------------

六七〇	県道富土	南都留郡富士河口湖	車両(車両)	平成一	富士	平成一六年七月二
-----	------	-----------	--------	-----	----	----------

四八二	土河口湖富士線	町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先(富士スバルライン料金所)から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先(富士スバルライン終点部)まで(二三、五〇メートル)	路線バス、大型バス、マイクロバス、タクシー、ハイヤー及び軽車両並びに下山車両を除く。)	六年八月七日 〇時から同月一六日二四時まで	吉田二日 告示第四六号
-----	---------	--	---	--------------------------	----------------

に改める。  
別表第四中

四八一	国道一四〇号(西関東連絡道路・鎮目オンラン)	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先(鎮目オンラン起点部)から東山梨郡春日居町鎮目二、〇一二番の地先(鎮目オンラン終点部)まで(三〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ終日	日下部 平成一六年六月二一日 告示第四一號
-----	------------------------	---	----	-----------------	-----------------------------

四八一	国道一四〇号(西関東連絡道路・鎮目オンラン)	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先(鎮目オンラン起点部)から東山梨郡春日居町鎮目二、〇一二番の地先(鎮目オンラン終点部)まで(三〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ終日	日下部 平成一六年六月二一日 告示第四一號
四八二	市道	南アルプス市山寺六二八番地先(山寺交差点)	車両	車両進行 北から南	南アルプ 平成一六年七月二二日



<p>二七八 市道新 紺屋本 通線 甲府市朝日四丁目三番九号先（ 新紺屋小南西交差点）</p> <p>三 甲府 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>一、六四一 国道 一三九 号線 南都留郡鳴沢村一、六三五番地 の一先（渡辺銀治方前）</p> <p>一 富士 五〇・三・一九 吉田 一四号</p>	<p>一、六四一 国道一 三九号 南都留郡鳴沢村一、六三五番地 先（鳴沢小学校西交差点）</p> <p>一 富士 吉田 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>一、七六〇 県道 四日市 場上野 原線 南都留郡秋山村三、三三二五番地 先（桜井小学校前）</p> <p>一 都留 五〇・一〇・六 三三三号</p>	<p>一、七六〇 県道四 日市場 上野原 線 南都留郡秋山村三、三三二五番地 先（旧桜井小学校前）</p> <p>一 都留 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>二、〇一五 市道 甲府市川田町九三三番地先（五 味スタジオ前）</p> <p>一 甲府 五二・三・五 一一号</p>
--	--	--	---	--	---

<p>二、〇一五 市道 甲府市川田町九三三番地三〇先 （小野一成方西側）</p> <p>一 甲府 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>二、〇八七 市道 朝日塩 部線 甲府市塩部二丁目七番先 （県立甲府工業高等学校南東角 交差点）</p> <p>二 甲府 平一・八・三 〇 告示 第三七号</p>	<p>二、〇八七 市道朝 日塩部 線 甲府市塩部二丁目七番先（県立 甲府工業高等学校南東角交差点）</p> <p>一 甲府 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>三、〇二九 県道 四日市 場上野 原線 南都留郡秋山村九、〇三九番地 先（大地バス停）前</p> <p>一 都留 五九・一・一九 二二号</p>	<p>三、〇二九 県道四 日市場 上野原 線 南都留郡秋山村九、〇三九番地 先（秋山小学校前）</p> <p>一 都留 平成一六年七月 二二日 告示第四六号</p>	<p>四、二二二 県道 葑崎櫛 形豊富 線（旭 バイパス） 葑崎市神山町武田八一六番地先 （島田均方南側交差点）</p> <p>二 葑崎 平九・四・一七 告示 第二五号</p>
---	---	--	---	--	--

四、二二二	県道 葺形 豊富線 (旭八 イパス 線)	葺形市神山町武田八一六番地先 (広神社前交差点)	二	葺形	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	-------------------------------------	-----------------------------	---	----	--------------------------

四、六六四	町道 登美団 地大屋 敷線	北巨摩郡双葉町竜地二、七八二 番地の二先 (双葉甲府幼稚園南東方交差点)	三	葺形	平一二・四・一 三 告示 第二二号
-------	------------------------	--	---	----	----------------------------

四、六六四	町道 登美団 地大屋 敷線	北巨摩郡双葉町竜地二、七八二 番地の二先 (響が丘交差点)	四	葺形	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	------------------------	-------------------------------------	---	----	--------------------------

四、六九九	市道 上塩後 一七号 線	塩山市上塩後九九七番地先 (清水南方西側交差点)	一	塩山	平成一二年 一月三〇日 告示 第四八号
-------	-----------------------	-----------------------------	---	----	------------------------------

四、六九九	市道 上塩後 一七号 線	塩山市上塩後九九七番地先(清 水南方西側交差点)	二	塩山	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	-----------------------	-----------------------------	---	----	--------------------------

四、七七八	町道 櫛形 若草 線	中巨摩郡櫛形町上今井九九六番 地先(県営豊団地北側交差点)	四	小笠 原	平成一三年九月 二〇日 告示第三八号
-------	---------------------	----------------------------------	---	---------	--------------------------

四、七七八	市道 櫛形 五号 線	南アルプス市上今井八七〇番地 先(豊団地北交差点)	四	南ア ルプ ス	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	---------------------	------------------------------	---	---------------	--------------------------

四、八五九	市道	南アルプス市山寺四六七番地二 先(土屋征行方南側交差点)	四	小笠 原	平成一六年四月 八日 告示第二二号
-------	----	---------------------------------	---	---------	-------------------------

四、八五九	市道	南アルプス市山寺四六七番地二 先(山寺交差点)	四	南ア ルプ ス	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	----	----------------------------	---	---------------	--------------------------

四、九九五	県道 梨市停 車場 線	山梨市下神内川二〇三番地先 (下神内川交差点)	二	日下	平成一五年一 月一八日 告示第八八号
-------	----------------------	----------------------------	---	----	--------------------------

四、九九六	市道 正徳寺 下神内 川 線	山梨市下神内川七九五番地の二 先(藤巻征史方南側十字路交差 点)	一	日下	平成一五年一 月一八日 告示第八八号
-------	----------------------------	--	---	----	--------------------------

四、九九五	県道 梨市停 車場 線	山梨市下神内川二〇三番地先 (下神内川交差点)	四	日下	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	----------------------	----------------------------	---	----	--------------------------

四、九九六	市道 正	山梨市下神内川七九五番地の二	一	日下	平成一六年七月
-------	---------	----------------	---	----	---------

五、〇三六	国道一	甲府市桜井町九〇六番地先(山	四	甲府	平成一六年六月
五、〇三六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町九〇六番地先(山 梨英和大学北交差点)	四	甲府	平成一六年六月 二二日 告示第四一 号
五、〇三三	八田線	東八代郡石和町唐柏四六九番地 先(石和西小入口)	一	石和	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
五、〇三三	八田線	東八代郡石和町唐柏四六九番地 先(高野造園東側)	一	石和	平成一六年四月 八日 告示第三二 号
五、〇三〇	国道五 二号	甲府市宝二丁目二四番七号先(光雲寺入口東交差点)	四	甲府	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
五、〇三〇	国道五 二号	甲府市寿町三番一六号先(飯島産業東側十字路交差点)	二	甲府	平成一六年四月 八日 告示第三二 号
	徳寺下 神内川 線	先(加納岩保育園入口)		部	二二日 告示第四六号

に改める。  
別表第十四中

五、〇三七	市道朝日塩部線(都市計画道路愛宕町下条線)	甲府市塩部二丁目七番一先(甲府工業高校前)	一	甲府	平成一六年七月 二二日 告示第四六号	
五、〇三八	町道清泉寮線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地六、三三一先(JR小海線清泉寮踏切南側交差点)	四	長坂	平成一六年七月 二二日 告示第四六号	
五、〇三九	市道上井尻三〇号線	塩山市上井尻四二〇番地先(中川昭方北東側交差点)	一	塩山	平成一六年七月 二二日 告示第四六号	
五、〇四〇	国道一三九号	大月市賑岡町強瀬二二八番地の五先(岩殿ニュータウン南側丁字路交差点)	一	大月	平成一六年七月 二二日 告示第四六号	
五、〇四一	県道四日市場上野原線	北都留郡上野原町上野原一、七一九番地の二先(消防署南交差点)	二	上野原	平成一六年七月 二二日 告示第四六号	
一、六 一一	国道一四〇号 (西関東連絡道路・鎮目オ ンラン プ自動	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先(鎮目オンランブ起点部)から東山梨郡春日居町鎮目二、〇一二番の一地先(鎮目オンランブ終点	三二〇	自動車	四〇	日下部 平成一六年六月二 一日 告示第四 一号

車専用 道路区 間)	部)まで				
------------------	------	--	--	--	--

一、六 二二	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 鎮目オ ンラン プ自動 車専用 道路区 間)	東山梨郡春日居町 鎮目二、三八〇番 の六地先(鎮目オ ンランプ起点部) から東山梨郡春日 居町鎮目二、〇一 番の二地先(鎮 目オンランプ終点 部)まで	三二〇	自動車	四〇	日下 部	平成一六 年六月二 一日 告示第四 一号
一、六 一三	市道上 井尻三 〇号線	塩山市上塩後九九 〇番地先(清水南 方北西側交差点) から塩山市上井尻 四二〇番地先(中 川昭方北東側交差 点)までの両側	四〇〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	塩山	平成一六 年七月二 二日 告示第四 六号
一、六 一四	県道河 口湖上 線九一 色	南都留郡富士河口 湖町長浜一九番地 五先(新寺崎トン ネル東側交差点) から南都留郡富士 河口湖町長浜一六 六番地三先(長浜 トンネル西側交差 点)までの両側	一、一六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	富士 吉田	平成一六 年七月二 二日 告示第四 六号

に改める。  
別表第十六中

三、一九四	県道 山製綿工場東	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四
-------	--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

三、一九五	市道	形豊富 線	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五
-------	----	----------	-------	-------	-------	-------	-------

三、一九四	市道	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四	三、一九四
-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

三、三三四	市道	三、三三四	三、三三四	三、三三四	三、三三四	三、三三四	三、三三四
-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

三、三三五	市道	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五
-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

八、七二〇	町道	八、七二〇	八、七二〇	八、七二〇	八、七二〇	八、七二〇	八、七二〇
-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

八、七二一	町道	北都留郡上野原町上野原一、七 一九番地の二先（尾形昌次方南側）	上野原	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	------------------------------------	-----	-----------------------

八、七二〇	削除		上野原	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
八、七一一	削除		上野原	平成一六年七月 二二日 告示第四六号

九、二七四	農道 一五号線	東八代郡石和町唐柏四一三番地 先（妙智会山梨教会北側・西進車両）	石和	平一〇・一・二 六 告示 第三号
九、二七五	町道 二六五号線	東八代郡石和町唐柏四六九番地 先（高野造園北側・東進車両）	石和	平一〇・一・二 六 告示 第三号

九、二七四	削除		石和	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
九、二七五	削除		石和	平成一六年七月 二二日 告示第四六号

九、九六〇	町道	北巨摩郡双葉町竜地二、七八二	葦崎	平二・四・一
-------	----	----------------	----	--------

		番地の一先 （双葉甲府幼稚園南東方交差点 北側・南進車両）		三 告示 第二一五号
--	--	-------------------------------------	--	------------------

九、九六〇	削除		葦崎	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
-------	----	--	----	--------------------------

一〇、二〇九	町道 形若草線	中巨摩郡榑形町上今井八七〇番地 先（県営豊団地北側交差点東側・西進車両）	小笠原	平成一三年九月 二〇日 告示第三八号
一〇、二二〇	町道 形若草線	中巨摩郡榑形町上今井九九六番地 先（県営豊団地北側交差点西側・東進車両）	小笠原	平成一三年九月 二〇日 告示第三八号

一〇、二〇九	削除		南アルプス	平成一六年七月 二二日 告示第四六号
一〇、二二〇	削除		南アルプス	平成一六年七月 二二日 告示第四六号

一〇、三三三	町道 形一六号線	中巨摩郡榑形町山寺四六四番地 先（土屋征行方南側・西進車両）	小笠原	平成一四年四月 四日 告示第一八号
--------	-------------	-----------------------------------	-----	-------------------------

一〇、三三三	削除		南アルプス	平成一六年七月 二二日
--------	----	--	-------	----------------

一〇、八一四	国道一四〇号	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先（鎮目オランダプ）	日下部	平成一六年六月二二日
一〇、八〇〇	市道古府中環状浅原橋線（都市計画道路）	甲府市宝二丁目二四番七号先（山下金六方西側・南進車両）	甲府	平成一六年四月八日 告示第二二号
一〇、八〇一	市道上阿原町寿町線（都市計画道路）	甲府市寿町三番一六号先（飯島産業東側・北進車両）	甲府	平成一六年四月八日 告示第二二号
一〇、八〇二	市道	南アルプス市山寺六二七番地先（酒井英男所有畑南西側・東進車両）	小笠原	平成一六年四月八日 告示第二二号
一〇、八〇〇	削除		甲府	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八〇一	削除		甲府	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八〇二	削除		南アルプス	平成一六年七月二二日 告示第四六号

一〇、八一四	国道一四〇号（西関）	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先（鎮目オランダプ）	日下部	平成一六年六月二二日 告示第四一號
一〇、八一五	町道清泉線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地三〇八先（JR小海線清泉寮踏切南側交差点・西進車両）	長坂	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八一六	町道清里川俣林道線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地六、三三一先（JR小海線清泉寮踏切南側交差点・東進車両）	長坂	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八一七	市道上井尻三〇号線	塩山市上塩後九九〇番地先（清水南方北西側交差点・南進車両）	塩山	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八一八	市道上井尻三〇号線	塩山市上井尻四二〇番地先（中川昭方東側・北進車両）	塩山	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八一九	県道河口湖上九一色線	南都留郡富士河口湖町長浜一四四番地一先（長浜トンネル西口側旧道との交差点・北進車両）	富士吉田	平成一六年七月二二日 告示第四六号

別表第十七中

一、三三二	国道一四〇号（西関東連絡道路）	甲府市桜井町八八番地先（山梨英和大学前交差点）から甲府市桜井町九〇八番の七地先（山梨英和大学北交差点北側）までの両側	二八五	車両	終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四号
-------	-----------------	--	-----	----	----	----	---------------------

を

一、三三二	国道一四〇号（西関東連絡道路）	甲府市桜井町八八番地先（山梨英和大学前交差点）から甲府市桜井町九〇八番の七地先（山梨英和大学北交差点北側）までの両側	二八五	車両	終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四号
一、三三三	市道上井尻三〇号線	塩山市上塩後九〇番地先（清水南方北西側交差点）から塩山市上井尻四二〇番地先（中川昭方北東側交差点）までの両側	四〇〇	車両	終日	塩山	平成一六年七月二一日 告示第四号
一、三三三	県道河口湖上九一色線	南都留郡富士河口湖町長浜一九番地五先（新寺崎トンネル東側	一、一六〇	車両	終日	富士吉田	平成一六年七月二一日 告示第四号

に改める。

別表第二十四中

一八	国道三五八号	甲府市伊勢三丁目八番三三号先（甲府地区消防本部前）	当該道路上に標示した位置	南甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
一九	国道一〇号	北都留郡上野原町上野原三、八一九番地先（上野原警察署前）	当該道路上に標示した位置	上野原	平成一六年七月二一日 告示第四六号

を

一八	国道三五八号	甲府市伊勢三丁目八番三三号先（甲府地区消防本部前）	当該道路上に標示した位置	南甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
一九	国道一〇号	北都留郡上野原町上野原三、八一九番地先（上野原警察署前）	当該道路上に標示した位置	上野原	平成一六年七月二一日 告示第四六号

に改める。

山梨県公安委員会告示第四十九号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社岳麓自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年七月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

- 一 変更後の代表者の氏名 渡邊 日出男
- 二 変更年月日 平成十六年六月四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番